

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

令和 6 年 12 月
厚生労働省保険局医療課

1. 改正の趣旨

- 国家資格等に係る事務については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）において、「医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。（中略）さらに、社会保障等以外の分野を含めた約 50 の国家資格等について、2023 年（令和 5 年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能としたところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。」とされているところ。
- 現在、デジタル庁において、当該計画に基づき、「国家資格等情報連携・活用システム」（以下「国家資格等システム」という。）の開発・構築を進めており、国家資格等に係る事務のデジタル化を行うこととしている。これにより、国家資格等の登録時や登録事項の変更時においては、各個別法令に基づき、申請書を厚生労働大臣又は都道府県知事等に提出することにより申請しなければならないとされているところ、これらの申請について、電子情報処理組織を使用する方法によることが可能となる。
- また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）別表が改正され、国家資格等の登録や登録事項の変更等の事務において、個人番号を利用することにより、これらの情報を迅速かつ正確に検索し、及び管理することができることとされた。
- こうしたことを踏まえ、保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）については、令和 7 年 2 月下旬から 3 月上旬をめどに国家資格等システムを活用した手続のデジタル化を開始することを予定しており、本省令案は、国家資格等システムを活用した手続のデジタル化の開始に当たり、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和 32 年厚生省令第 13

号。以下単に「省令」という。) について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

- 保険医等について、国家資格等システムを活用した国家資格等に係る手続のデジタル化を行う上で登録の申請等を行う際に個人番号を収集する必要があることから、省令において定めている登録に係る申請書の様式に個人番号の記載欄を設ける。
- 現在運用で当該申請書への添付を求めている医籍、歯科医籍及び薬剤師名簿の登録番号を確認することができる書類の写しについて、省令において当該申請書の添付書類として位置付ける。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第8条

4. 施行期日等

公布日：令和7年2月（予定）

施行期日：令和7年2月下旬又は3月上旬（予定）